

三原市農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和5年6月23日(金) 午後3時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

なし

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	池原 幸伸	22番	宮崎 幸男
23番	山本 明雄	24番	兼光 一美	25番	平岡 順二
26番	岡本 恒明	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 豊彦	30番	吉国 幹夫	31番	大崎 恒生
32番	助政 春三	33番	戸野 勉	34番	高下 義彦
35番	—	36番	—	37番	松廣 真治
38番	向井 浩司				

欠席委員

35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子
-----	------	-----	-------

3. 議事録署名人

2番	寶田 清隆	19番	武郷 勝巳
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第41号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第42号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第43号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第44号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第45号議案	非農地証明申請について
第46号議案	農用地利用集積計画について
第47号議案	農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後3時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、19名で定足数に達しておりますので、第6回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、2番 實田委員、19番 武郷委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。
議事日程は、日程第1を第41号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第46号議案から日程第7第47号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第46号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第46号議案に係る、資料46の第1番から第19番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書16ページをご覧ください。第46号議案農用地利用集積計画について説明します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により決定を求められます。
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
三原地域から件数1件、筆数1筆、面積4,129㎡、久井地域から件数3件、筆数6筆、面積7,030㎡、大和地域から件数4件、筆数12筆、面積15,483㎡が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料46の2ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で全体説明を終わります。

議長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料46の第1番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第1番については、三原地域で件数1件、筆数1筆、面積4,129㎡を農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第1番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 続いて、第2番から第19番を審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第2番から第19番については、久井地域から件数3件、筆数6筆、面積7,030㎡、大和地域から件数4件、筆数12筆、面積15,483㎡を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。
以上で説明を終わります

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第2番から第19番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第46号議案について、第1番から第19番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に、日程第7 第47号議案を上程します。
「農用地利用集積等促進計画」について、三原市長からの諮問です。
第47号議案に係る、資料47の第1番から第51番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書17ページをご覧ください。第47号議案 農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について説明します。

この農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）については、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、現在農地中間管理機構を活用している農地の受け手から新たな受け手に対して権利の移転を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求めるものです。

今回、権利の移転を計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

大和地域から件数1件、筆数51筆、面積70,495㎡について意見を求めます。
権利を移転する農地については、資料47の2ページに記載しておりますのでご覧ください。以上で説明を終わります。
担当者の説明が終わりました。

議 長 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積等促進計画の第1番から第51番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第1 第41号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第60件から第72件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。
第41号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第60件は、〇〇から宮沖2丁目の〇〇が、宗郷5丁目〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑

1筆 合計 85 m²を、住宅とともに譲り受け耕作するものです。

第 61 件は、〇〇から青葉台の〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 1, 196 m²を、梅林として耕作するため譲り受けるものです。

第 62 件は、〇〇から八幡町の〇〇が、八幡町本庄〇〇 ほか 3 筆 地目：田 合計 896 m²を、以前から管理しており、居住地に隣接しているため譲り受けるものです。

第 63 件は、〇〇から沼田東町の〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：田 118 m²を、隣接の農地と等価交換するものです。

第 64 件は、〇〇から東広島市の〇〇が、高坂町真良〇〇 ほか 2 筆 地目：田 2 筆 畑 1 筆 合計 772 m²を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第 65 件は、亡〇〇の相続財産管理人を介して高坂町の〇〇が、高坂町許山〇〇 地目：田 23 m²を、隣接地を所有しており、併せて耕作するため譲り受けるものです。

第 66 件は〇〇, 〇〇, 〇〇から幸崎能地 5 丁目の〇〇が、幸崎町能地〇〇 地目：畑 208 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 67 件は、〇〇から鷺浦町の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか 4 筆 地目：畑 合計 7, 241 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 68 件は、亡〇〇の遺言執行者を介して竹原市の〇〇が、本郷北 3 丁目〇〇 ほか 2 筆 地目：田 2 筆 畑 1 筆 合計 1, 236 m²を、以前から管理を任されており、遺贈を受けて耕作管理するものです。

第 69 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 521 m²を、自宅の目の前であり、取得して耕作したいため譲り受けるものです。

第 70 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町蔵宗〇〇 ほか 9 筆 地目：田 5 筆 畑 5 筆 合計：7, 126 m²を、居住地から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。

第 71 件は、〇〇氏から大和町の〇〇が、大和町蔵宗〇〇 ほか 7 筆 地目：田 合計：15, 280 m²を、居住地から近く、規模拡大のため譲り受けるものです。

第 72 件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：畑 274 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は、全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

地元委員の調査報告を求めます。

12 番

第 60 件と 66 件が私の案件なので続けて説明させていただきます。

6 月 20 日に 25 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。

19 番

第 61 件、6 月 20 日に 22 番推進委員、申請者の奥さんと 3 名で立会いたしました。事務局の説明どおり特に問題ないと思います。

8 番

第 62 件、6 月 19 日 21 番推進委員と現地を確認いたしました。説明がありましたように、以前から管理されおるので別に問題ないと思います。

2 番

第 63 件、6 月 17 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。申請地は 2 号線にかかる本市橋から本郷方面へ 400 メートルぐらいいった土手下になります。農地交換により双方が便利がよくなるということで、特に問題ありません。

19 番

第 64 件・65 件は私の案件なので続けて報告させていただきます。

第 64 件、6 月 20 日に 22 番推進委員と〇〇測量登記事務所の行政書士と私と 3 人で立会いたしました。譲受人の方は中国籍の方なのですが、法律上いろいろ手続きされて問題ない。事務局の説明どおり問題ないと思います。

第 65 件、6 月 20 日に 22 番推進委員と〇〇行政書士と私と立会いたしました。それぞれ現地確認書に基づいて立会したんですが、事務局の説明どおり問題ないと思います。

10 番

第 67 件、6 月 19 日 26 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

17 番

第 68 件、6 月 20 日に 27 番推進委員と譲受人の〇〇と現確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。

- 7 番 第 69 件, 6 月 17 日 28 番推進委員, 譲受人と現地確認を行いました。譲受人は昨年からの植え付けで野菜や蕎麦を栽培していますので, 事務局の説明どおり問題ありません。
- 11 番 第 70 件・71 件は譲受人が同じなので一緒に報告いたします。
6 月 20 日 35 番推進委員と現地を確認いたしました。家族でブドウ栽培を始めて 2 年目ということなので問題ありません。
- 18 番 第 72 件, 6 月 17 日に 36 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請, 第 60 件から第 72 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 2 第 42 号議案を上程します。
農地法第 4 条の規定による許可申請について, 第 8 件から第 11 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 7 ページをご覧ください。第 42 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。
第 8 件は, ○○が, 本郷町船木○○ 地目: 田 251 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石 2 基, 法名碑 1 基及び駐車場 3 区画です。
第 9 件は, ○○が, 久井町羽倉○○ 地目: 畑 213 m²について, 宅地に転用するもので, 内容は住宅 1 棟です。当該案件は, 転用の許可を得ることなく, 宅地として利用していることから, 始末書を求め提出されています。
第 10 件は, ○○が, 大和町平坂○○の一部 地目: 畑 212 m²のうち 80 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石 15 基及び法名碑 1 基です。当該案件は, 転用の許可を得ることなく, 墓地として利用していることから, 始末書を求め提出されています。
第 11 件は, ○○が, 大和町下草井○○の一部 地目: 田 2,040 m²のうち 141 m²について, 墓地に転用するもので, 内容は墓石 16 基及び法名碑 1 基です。
許可基準は, いずれも, 「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で, 「農地法第 4 条第 6 項第 2 号: 申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
なお, 農振区分が農振農用となっている案件は, いずれも前回第 5 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており, 令和 5 年 7 月中に除外見込みです。
農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 7 番 第 8 件, 6 月 17 日 28 番推進委員と現地確認を行いました。先月, 農振農用地除外申請があった案件で, 事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は 2 種農地です。
- 1 番 第 9 件, 6 月 17 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。第 2 種農地です。
- 9 番 第 10 件, 6 月 18 日 37 番推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第 2 種です。

- 38 番 第 11 件, 6 月 18 日に 5 番委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
農地法第 4 条の規定による許可申請, 第 8 件から第 11 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 3 第 43 号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について, 第 6 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 8 ページをお開きください。第 43 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第 6 件は, 本郷南 2 丁目〇〇 ほか 5 筆 地目: 田 合計 3,895 m²について, 当初, 〇〇株式会社が令和 4 年 3 月 28 日付けで農地法第 5 条の許可を受け, 資材置場及び倉庫に転用することとしていましたが, 当初計画地のみでは十分な広さを確保できないため, この度, 本郷南 2 丁目〇〇 ほか 1 筆, 地目: 田, 合計 2,305 m²の土地を拡張する事業計画変更を行うものです。
事業計画変更後の農地転用については, この後, 第 44 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の第 82 件においてご審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請, 第 6 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に, 日程第 4 第 44 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について, 第 70 件から第 100 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 9 ページをご覧ください。第 44 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。
第 70 件は, 〇〇から, 木原 5 丁目〇〇 ほか 1 筆 地目: 畑 合計 1,389 m²について, 有限会社〇〇商事が所有権の移転を受け, 資材置場及び駐車場に転用するもので, 内容は, 駐車場 16 区画, 製造資材及び製品仮置場です。
第 70 件の許可基準は, 木原 5 丁目〇〇が農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存施設の拡張であって, 拡張に係る部分の面積が, 既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの」に該当し, 木原 5 丁目〇〇が, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で, 「農地法第 5 条第 2 項第 2 号: 申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
第 71 件以降の許可基準については最後にまとめてお示しいたします。

第71件は、〇〇、〇〇及び〇〇から、沼田西町松江〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,298㎡について、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、17棟、発電量49.5kW規模です。

第72件から10ページの第75件までは、譲受人と転用目的が同一のため、合わせて説明します。

第72件は、〇〇から、沼田西小原〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,943㎡について、

第73件は、〇〇から、沼田西小原〇〇 地目：田 307㎡について、

第74件は、〇〇から、沼田西小原〇〇 地目：田 2,917㎡について、

第75件は、〇〇から、沼田西小原〇〇 地目：田 231㎡について、

それぞれ、株式会社〇〇が使用貸借権の設定により、公共残土の処分場として利用するために一時転用するもので、内容は、嵩上げ1.12m~2.23m、一時転用期間は許可後3年間です。

第76件から第77件も、譲受人と転用目的が同一のため、合わせて説明します。

第76件は、〇〇から、高坂町真良〇〇 地目：田 1,095㎡について、

第77件は、〇〇から、高坂町真良〇〇 地目：田 538㎡について、

それぞれ、株式会社〇〇が賃借権の設定により、すでに許可済の併用地1,969㎡と共に資材置場として利用するために転用するもので、内容は、再生土置場1,747.68㎡です。

第78件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 157㎡について、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。

第79件は、〇〇から、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 1,595㎡について、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は伐採樹木等置場、薪作り作業場です。

第80件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 1,525㎡について、〇〇株式会社が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、3棟、発電量49.5kW規模です。

第81件は、亡〇〇 遺言執行者〇〇から、本郷町本郷〇〇 地目：畑 52㎡について、〇〇が、所有権の移転を受け、公衆用道路に転用するものです。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、公衆用道路として利用していることから、始末書を求め提出されています。

第82件は、先ほどの第43号議案「事業計画変更承認申請」に係る案件です。〇〇から、本郷南2丁目〇〇 ほか1筆 地目：田 合計2,305㎡について、〇〇株式会社が、所有権の移転を受け、資材置場に転用するもので、内容は、砂利1,440㎡、真砂土900㎡です。

第83件から第85件は、譲渡人と譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第83件は、本郷町船木〇〇 ほか1筆 地目：田及び畑 合計804㎡について、

第84件は、本郷町船木〇〇 地目：田 730㎡について、

第85件は、本郷町船木〇〇 地目：田 752㎡について、

それぞれ、〇〇から、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、83件が太陽光パネル170枚、7棟、84件が太陽光パネル128枚、5棟、85件が太陽光パネル132枚、8棟で、発電量は各49.5kW規模です。

第86件は、〇〇から、下北方2丁目〇〇 地目：畑 404㎡について、〇〇が、賃借権の設定により、駐車場に転用するもので、内容は、仮設事務所1棟、駐車場5区画です。

第87件は、〇〇から、本郷町上北方〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,615㎡について、株式会社〇〇が、地上権の設定により、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル1,025枚、23棟、発電量249.9kW規模です。

第88件は、〇〇から、本郷町南方〇〇 ほか3筆 地目：田 合計2,363.19㎡について、有限会社〇〇が、所有権の移転を受け、資材置場等に転用するもので、内容は、事務所1棟、洗車場、修繕ヤード、資材置場及び駐車場7区画です。

第89件は、〇〇から、久井町坂井原〇〇 ほか1筆 地目：田 合計4,150㎡について、〇〇合同会社が、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、4つの発電施設に分かれており、一つ目は太陽光パネル170枚、12棟、二つ目は太陽光パネル170枚、9棟、三つ目は太陽光パネル170枚、5棟、四つ目は太陽光パネル170枚、5棟で、発電量は各49.5kW規模です。

第90件から第93件は、譲渡人と譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第90件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 2,440㎡について、

第91件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 3,062㎡について、

第92件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,837㎡について、

第93件は、久井町坂井原〇〇 地目：田 1,128㎡について、

それぞれ、〇〇から、株式会社〇〇が、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、90件が太陽光パネル192枚、10棟、91件が太陽光パネル192枚、11棟、92

件が太陽光パネル 192 枚，4 棟，93 件が太陽光パネル 168 枚，3 棟で，発電量は各 49.5kW 規模です。

第 94 件は，〇〇から，久井町坂井原〇〇 地目：田 552 ㎡について，〇〇森林組合が，所有権の移転を受け，併用地の山林と共に木材置場等に転用するもので，内容は，搬入・搬出ヤード，木材置場，破砕材置場及び沈砂池です。

第 95 件は，〇〇から，大和町上徳良〇〇 地目：田 3,325 ㎡について，〇〇が，所有権の移転を受け，ドッグラン及び駐車場に転用するもので，内容は，受付 1 棟，倉庫 1 棟，ドッグラン及び駐車場 11 区画です。

なお，当該案件は，転用の許可を得ることなく，ドッグラン等として利用していることから，始末書を求め提出されています。

第 96 件は，〇〇から，大和町上徳良〇〇 地目：田 1,545 ㎡について，株式会社〇〇が，所有権の移転を受け，養魚池に転用するもので，内容は，稚魚池 2 面です。

第 97 件は，〇〇から，大和町大草〇〇 ほか 2 筆 地目：田及び畑 合計 654 ㎡について，株式会社〇〇が，所有権の移転を受け，倉庫等に転用するもので，内容は，倉庫 3 棟，資材置場及び駐車場 3 区画です。

なお，当該案件は，転用の許可を得ることなく，倉庫等として利用していることから，始末書を求め提出されています。

第 98 件は，〇〇から，大和町平坂〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 413 ㎡について，〇〇及び〇〇が，使用貸借権の設定により，宅地に転用するもので，内容は，住宅 1 棟及びガレージ 1 棟です。

第 99 件は，〇〇から，大和町和木〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 145 ㎡について，〇〇有限会社が，所有権の移転を受け，資材置場に転用するもので，内容は，運搬用鉄枠 6 体及びメンテナンススペース 30 ㎡です。

第 100 件は，〇〇から，大和町棕梨〇〇 地目：田 1,457 ㎡について，有限会社〇〇が，所有権の移転を受け，資材置場に転用するもので，内容は，真砂土等 100 ㎡です。

最後に第 71 件から第 100 件までの許可基準についてお示しいたします。

まず，第 72 件から第 75 件までの許可基準は，農地法第 5 条第 2 項第 7 号「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するもの」に該当します。

次に，第 81 件及び第 86 件の許可基準は，「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

次に，第 82 件，第 95 件及び第 98 件の許可基準は，1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

次に，第 96 件及び第 100 件の許可基準は，1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存施設の拡張であって，拡張に係る部分の面積が，既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの」に該当します。

その他の案件は，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で，許可基準は「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお，農振区分が農振農用となっている案件は，いずれも前回第 5 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており，令和 5 年 7 月中に除外見込みです。

農地法第 5 条許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

16 番 第 70 件，6 月 19 日に 20 番推進委員と現地を確認しました。昨年 11 月に調査をした土地も含めて，整備して使用されるとのことですが，〇〇は 1 種農地で，〇〇は 2 種農地です。

15 番 第 71 件，6 月 19 日に 23 番推進委員と関係者〇〇と担当者の〇〇立ち合いのもと現地を確認しました。申請地は本郷支所より南へ約 3 キロに位置し，山間部の水利の不便な農地で，荒廃地となっています。そこで太陽光発電をするということで，事務局の説明どおり周囲の農地への支障はないものと考えます。農地区分は第 2 種です。

15 番 第 72 件から 75 件は関連案件なので一括報告させていただきます。

6 月 19 日に 23 番推進委員と関係者，地権者ですが〇〇，〇〇，〇〇と，申請者の〇〇，それと土地の設計者〇〇立ち合いのもと現地確認しました。申請地は本郷支所より約南に 1 キロに位置し，沼田川沿いにある土地で，ここが沼田川の水位が上がる度に田んぼの水位が上

がり頻繁に水没する田で、盛り土で管理したいとのことで、周りの全体の田んぼは1つの盛り土により約2メートルぐらい嵩上げされるということで、ここを嵩上げした後に畑にして管理していくとのことです。農地区分は第2種です。

- 19番 第76件、77件関連案件なので続けて報告させていただきます。
第76件、6月20日22番推進委員、〇〇行政書士と現地確認書に基づいて立会しました。農地区分は第2種ですが、事務局の説明どおり問題なかろうと思います。
第77件も同じメンバーで立会して、事務局の説明どおり問題なかろうと思います。第2種農地です。
- 10番 第78件、79・80件も私の案件なので続けて報告させていただきます。
6月19日26番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は2種農地です。
第79件も6月19日26番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は2種農地です。
第80件も6月19日26番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は2種農地です。
- 17番 第81件、82件は続けて説明いたします。
第81件、6月20日に27番推進委員と譲受人の〇〇と現地確認を行いました。この土地はすでに道路拡張で公衆用道路としてすでに使用されており、はっきりと確認はできませんでした。農地区分は第3種です。
第82件、6月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第1種です。
- 7番 第83件から85件まで関連案件なのでまとめて報告させていただきます。
6月17日28番推進委員と代理人の行政書士と現地確認を行いました。申請地は西へ約3.2キロ県道33号線とJR山陽本線の間に位置します。すでに周辺には太陽光発電施設があり、事務局の説明のどおり問題ないと思います。農地区分はいずれも2種農地です。
- 17番 第86件、87件と続けて説明いたします。
第86件、6月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第3種です。
同じく第87件についても6月20日に27番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第2種です。
- 4番 第88件、6月19日に行政書士立ち合いのもと29番推進委員と現地を確認しました。許可基準に適合しており、問題ないと思います。農地区分は第2種です。
- 13番 第89件から94件まで関連案件なので、まとめて報告いたします。
第89件、6月19日14番委員・32番推進委員と現地確認をしました。事務局の報告どおりで問題ありません。
第90件から93件までは同一案件なので一緒に報告します。
6月19日14番委員・32番推進委員と現地確認をしました。これも事務局の報告どおりで問題ありません。
第94件、6月19日14番委員・32番推進委員と現地確認をしました。これも事務局の報告どおりで問題ありません。農地区分はすべて第2種農地です。
- 6番 第95件・96件が私の案件なので続けて報告させていただきます。
第95件、6月18日34番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおりで何も問題はないと思います。農地区分は第1種です。
第96件、6月18日34番推進委員と現地を確認しました。これも事務局の説明どおりで何も問題ございません。農地区分は第1種です。
- 18番 第97件、6月17日に36番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり、もうすでに倉庫が建っておりまして、周辺農地にも影響はなく問題ないと考えます。2種農地です。

- 9 番 第 98 件, 6 月 18 日 37 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 1 種です。
- 9 番 第 99 件, これも 6 月 18 日 37 番推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種農地です。
- 38 番 第 100 件, 6 月 18 日に 5 番委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 1 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
農地法第 5 条の規定による許可申請, 第 70 件から第 100 件の本案は, 原案のとおり許可決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち, 第 1 種農地である第 70 件, 第 82 件, 第 95 件, 第 96 件, 第 98 件, 第 100 件, 転用面積が 30 アールを超える第 72 件から第 75 件, 第 87 件, 第 89 件, 第 91 件については, 農地法第 5 条第 3 項の規定により, 広島県農業会議へ意見聴取し, 「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には, 許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので, そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に, 日程第 5 第 45 号議案を上程します。
非農地証明申請について, 第 20 件から第 25 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 14 ページをご覧ください。第 45 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 20 件は, ○○から, 沼田東町末光○○ ほか 1 筆 地目: 畑 合計 270 m²について, 昭和 60 年頃から耕作放棄し, 現況地目: 山林として申請されています。
第 21 件は, ○○から, 幸崎能地 3 丁目○○ 地目: 畑 13 m²について, 昭和 53 年に住宅を建築して以降宅地として利用しており, 現況地目: 宅地として申請されています。
第 22 件は, ○○から, 久井町和草○○ 地目: 田 297 m²について, 昭和 60 年頃から耕作放棄し, 平成 30 年豪雨により被災し, 現況: 原野として申請されています。
第 23 件は, ○○から, 大和町蔵宗○○ ほか 3 筆 地目: 畑 合計 1,319 m²について, 平成 2 年頃から耕作放棄し, 現況地目: 原野および山林として申請されています。
第 24 件は, ○○から, 大和町蔵宗○○ 地目: 田 550 m²について, 平成 10 年頃から耕作放棄し, 現況地目: 原野として申請されています。
第 25 件は, ○○から, 大和町大具○○ ほか 2 筆 地目: 田 合計 1,978 m²について, 平成 3 年頃から耕作放棄し, 現況地目: 原野として申請されています。
第 21 件は「人為的な潰廃であるが, 転用の事実行為から 20 年以上が経過しており, 農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。
そのほかの案件は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 2 番 第 20 件, 6 月 17 日に私と 24 番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおり山林になっており, 農地復元は困難と思います。農地区分は第 2 種です。

- 12 番 第 21 件, 6 月 20 日 25 番推進委員と現地を確認いたしました。幸崎の駅前の一等地でございました。事務局の説明どおりです。農地区分は第 3 種です。
- 1 番 第 22 件, 6 月 17 日に 3 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員と現地確認を行いました。現状どこからどこまでかちょっとよくわからない感じでした。事務局の説明どおりでした。農地区分は第 2 種です。
- 11 番 第 23 件, 24 件は私の案件なので続けて報告いたします。
第 23 件, 6 月 20 日 35 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第 2 種です。
第 24 件も事務局の説明どおりで問題ありません。農地区分は第 2 種農地です。
- 38 番 第 25 件, 6 月 18 日に 5 番委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 20 件から第 25 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 4 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 5 件
- 2 その他
○今後の日程
令和 5 年臨時総会 7 月 20 日(木) 14 時
- 議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 08 分

令和 5 年 6 月 23 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上